

(改定前)	(改定後)
<p><u>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</u></p> <p>(1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>【はじめに】</u></p> <p>(1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。</p> <p><u>(2) 当該基本指針において示された金融検査の基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、預金等受入金融機関<sup>1</sup>(以下「金融機関」という。)に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に配慮する必要がある。</u></p> <p><u>重要なリスクに焦点をあてた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)</u></p> <p>検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各金融機関の持つリスクの所在を分析し、<u>重要なリスク<sup>2</sup>に焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。</u></p> <p><u>問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明</u></p> <p>検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、<u>金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(2) 本マニュアルは、検査官が、<u>預金等受入金融機関</u>(下記(3)参照。以下、「<u>金融機関</u>」という。)を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を<u>作成</u>し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</p>	<p><u>問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証</u></p> <p>検査官は、( )問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、( )検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態<sup>3</sup>についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。</p> <p><u>指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化</u></p> <p>検査官は、指摘事項や評価に関する対話・議論を進めるにあたっては、<u>具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。</u></p> <p><u>検証結果に対する真の理解(「納得感」)</u></p> <p>検査官は、<u>金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) 本マニュアルは、検査官が、<u>金融機関</u>を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を<u>策定</u>し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(追加)</p> <p>また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p>チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。</p> <p><u>したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関の取組状況を十分に聴取し、双方向の議論を行う必要がある。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>こうした考え方は、「金融サービス業におけるプリンシプル」<sup>4</sup>において、金融機関と当局の間で共有されている。</u></p> <p>また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p><u>したがって、</u>チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><sup>1</sup> [本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項](1)参照。</p> <p><sup>2</sup> ここでは、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、本マニュアルにおける各リスク管</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(3) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。 (以下、略)</p>	<p><u>理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、問題が発生している場合だけでなく、問題が発生していないリスクも重要なリスクに含まれる。その判断にあたっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。</u></p> <p><sup>3</sup> <u>改善・向上に向けたベクトル(改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等)を十分見極める必要がある。</u></p> <p><sup>4</sup> <u>金融機関が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則として、平成20年4月18日に公表されている。同プリンシプルでは、「1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待される役割を果たす」、「12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う」等の考え方が示されている。</u></p> <p><u>[本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項]</u></p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。 (以下、略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(4) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役(会)設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(2) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役(会)設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(5) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(3) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(6) 本マニュアル中の用語については以下による。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(4) 本マニュアル中の用語については以下による。</p> <p>(以下、略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 - の確認検査用チェックリスト</p> <p>代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 経営方針等の策定 (略)</p> <p>2. 取締役・取締役会の役割・責任 (略)</p> <p>3. 組織体制の整備 ~ (略)</p> <p>【法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】 取締役会等は、<b>営業推進部門</b>を過度に重視するのではなく、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。</p> <p>【危機管理態勢】 (略)</p>	<p>経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 - の確認検査用チェックリスト</p> <p>代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 経営方針等の策定 (略)</p> <p>2. 取締役・取締役会の役割・責任 (略)</p> <p>3. 組織体制の整備 ~ (略)</p> <p>【法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】 取締役会等は、<b>営業推進部門等</b>を過度に重視するのではなく、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。</p> <p>【危機管理態勢】 (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>4.【モニタリング及び見直し】 (略)</p> <p>. 内部監査態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>. 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>. 外部監査態勢の整備・確立 (略)</p>	<p>4.【モニタリング及び見直し】 (略)</p> <p>. 内部監査態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>. 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>. 外部監査態勢の整備・確立 (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト 別表における留意事項</p> <p>・「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。</p> <p>・自己査定において、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類に分けることを「分類」といい、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類とした資産を「分類資産」という。また、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産( <u>          </u> 分類資産)を「非分類資産」という。</p> <p>・「債権区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第6条第2項の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年<u>総理府第65号</u>。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。)第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。</p>	<p>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト 別表における留意事項</p> <p>・「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。</p> <p>・自己査定において、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類に分けることを「分類」といい、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類とした資産を「分類資産」という。また、<u>          </u>、及び <u>          </u> 分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産( <u>          </u> 分類資産)を「非分類資産」という。</p> <p>・「債権区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第6条第2項の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年<u>金融再生委員会規則第2号</u>。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。)第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。</p>



(改定前)	(改定後)
<p>・自己査定における分類区分 (略)</p> <p>・自己査定における基準日 (略)</p>	<p>・自己査定における分類区分 (略)</p> <p>・自己査定における基準日 (略)</p>

(改定前)		(改定後)	
オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1)		オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1)	
. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況 (略)		. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況 (略)	
. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況 (略)		. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況 (略)	
. 個別の問題点		. 個別の問題点	
1. 各業務部門及び営業店等における事務処理態勢 (略)		1. 各業務部門及び営業店等における事務処理態勢 (略)	
2. 市場取引の事務管理態勢 (略)		2. 市場取引の事務管理態勢 (略)	
3. 実地調査用チェックリスト		3. 実地調査用チェックリスト	
項目	チェック内容	項目	チェック内容
1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ~ (略)  テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の保存等	1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ~ (略)  テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の保存等

(改定前)		(改定後)	
	金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) 犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)		金融機関等による疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第9条) 犯罪収益等隠匿及び收受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)
	~ (略)		~ (略)
2. 渉外業務	(略)	2. 渉外業務	(略)
3. 預金関係業務	(略)	3. 預金関係業務	(略)
4. 貸出金関係業務	(略)	4. 貸出金関係業務	(略)
5. 証券関係業務	(略)	5. 証券関係業務	(略)
6. 保険関係	(略)	6. 保険関係	(略)

(改定前)		(改定後)	
係業務		係業務	
7.その他 業務	(略)	7.その他 業務	(略)